

秋田県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	御所野安田線	横手市根岸町10番1地先から131番7地先まで	13.70 ~15.70	0.008
	新	御所野安田線	横手市本町8番1地先から根岸町131番7地先まで	18.00 ~24.00	0.309

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年5月18日（金）から同月31日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）